車両の附属装置

第８１条　車両には、種別に応じ、次の各号に掲げる車両の附属装置であって当該各号に定める基準に適合するものを設けなければならない。ただし、安全かつ円滑な車両の走行及び旅客の乗降を確保することができるものにあっては、この限りでない。

一　合図装置　乗務員相互間で確実に合図をすることができるものであること。

二　通話装置　乗務員相互間で円滑に通話することができるものであること。

三　汽笛　危険の警告等を行うのに十分な音量を有するものであること。

四　車内放送装置　すべての客室に放送することができるものであること。

五　非常通報装置　非常時に旅客が容易に乗務員等へ通報することができるものであること。

六　非常停止装置　非常時に旅客が容易に車両を停止させることができるものであること。

七　標識灯　夜間に列車の前方及び後方からその列車の進行方向を確認するものであること。

２　前項第六号の附属装置は、車外に出た旅客が感電するおそれのある場合その他の旅客の安全に支障を及ぼすおそれのある場合は、設置してはならない。

［基本項目］

１．　合図装置は、以下のとりとする。

（１）出発合図を車掌が行う車両には、合図装置を設けること。ただし、駅に設けた合図装置によって出発合図を行うものにあっては、この限りでない。

（２）送信及び受信は、乗務員相互間のみで行えること。

（３）受信者の判断で容易に機能を解除できない構造とすること。

２．　通話装置は、以下のとおりとする。

（１）旅客車には、通話装置（携帯用通話装置を含む。）を設けること。ただし、車両１両で運転するものにあっては、この限りでない。

（２）送信及び受信は、乗務員相互間のみで行えること。ただし、乗務員相互間の通話を優先する機能を有し、乗務員の通話に支障を生じないものにあっては、この限りでない。

（３）受信者の判断で容易に機能を解除できない構造とすること。

３．　列車の最前部となる車両の前部には、危険の警告等を行うのに十分な音量を有する汽笛を設けること。

４．　旅客車には、全ての客室に案内連絡ができる車内放送装置を設けること。ただし、車両１両で運転するものにあっては、この限りでない。

５．　非常通報装置は、以下のとおりとする。

（１）旅客車には、非常通報装置を設けること。ただし、非常通報装置を設けたもの及び車両２両以下（鋼索鉄道においては１両）で運転するものにあっては、この限りでない。

（２）非常通報装置を設けた旅客車の客室には、当該装置の送信装置を設けること。ただし、乗務員室を有する車両に設けられた客室で、旅客が乗務員に容易に通報できるものにあっては、この限りでない。

（３）非常通報装置又はその付近に送信装置の所在場所及び取扱方法を旅客の見やすいように表示すること。

（４）機能を手動により解除できないこと。

（５）非常通報装置を設けた旅客車には、当該装置が操作されたときに自動的に点灯する灯火を設けること。ただし、運転室及び車掌室において操作された非常通話装置の位置が確認できる場合は、この限りでない。

（６）（５）の灯火は、車両の両側面の上部に設け、他の灯火（非常口が開いたとき及び非常停止装置が操作されたときに自動的に点灯する灯火を除く。）と容易に識別するものであること。

６．　非常停止装置は、以下のとおりとする。

（１）非常停止装置を設けた旅客車の客室には、当該装置の操作装置を設けること。ただし、乗務員室を有する車両に設けられた客室で、旅客が乗務員に容易に通報できるものにあっては、この限りでない。

（２）非常停止装置又はその付近に操作装置の所在場所及び取扱方法を旅客の見やすいように表示すること。

（３）機能を手動により解除できないこと。

（４）サードレール式及び剛体複線式の電車線の区間を運転する車両、懸垂式鉄道及び跨座式鉄道の車両の客室には、非常停止装置を設けてはならない。

（５）非常停止装置を設けた旅客車には、当該装置が操作されたとき及び非常通報装置が操作されたときに自動的に点灯する灯火を設けること。ただし、運転室及び車掌室において操作された非常停止装置の位置が確認できる場合は、この限りでない。

（６）（５）の灯火は、車両の両側面の上部に設け、他の灯火（非常口が開いたとき及び非常通報装置が操作されたときに自動的に点灯する灯火を除く。）と容易に識別するものであること。

７　標識灯は、以下のとおりとする。

（１）運転室を有する車両の前面には、**白色の前部標識灯**を車両中心面に対して対称の位置に設けること。なお、前部標識灯は、夜間車両の前方から点灯を確認でき、減光し又は照射方向を下向きに変換することができること。

（２）列車の最後部の車両の後面には、後部標識を設けること。当該標識は、**赤色の灯火もしくは赤色の反射板**（後続列車の前部標識の灯火により標識の表示を確認できるものに限る。）とし、夜間車両の後方から点灯又は反射を確認できること。ただし、新幹線については、赤色の灯火二個以上を車両中心面に対して対称の位置に設けること。

（３）車両の前面には後部標識灯と、又は車両の後面には前部標識灯と紛らわしい灯火を設けないこと。

８．　移動円滑化基準に関連する車両の附属装置は以下のとおりである。

（１）客室には、次の停車する鉄道駅の駅名その他の当該鉄道車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない

（２）車体の側面に、鉄道車両の行き先及び種別を見やすいように表示しなければならな

い。

［剛索鉄道］

９．　基本項目によるほか、以下のとおりとすること。ただし、基本項目の１，２及び７（１）は、通用しない。

（１）合図装置及び通話装置の送信及び受信は、乗務員と運転室係員との間のみで行えること。

（２）乗務員室を有する車両の前面には、白色の前部標識灯を車両中心面に対して対称の位置に設け、夜間車両の前方から点灯を確認できること。

（３）通話装置の送信及び受信は、乗務員と運転室の係員との間のみで行えること。ただし、乗務員と運転室の係員との間の通話を優先する機能を有し、乗務員と運転室の係員との通話に支障を生じないものにあっては、この限りでない。

以　　上